

平成28年 5月 1日施行

(目的)

第1条 本事業は、地域で生活している未治療・治療中断等の精神障害者及びその家族等に対し、早期に訪問支援を行う体制を構築し、必要な保健医療に結び付ける適切かつ円滑な支援を行い、本人、家族及び住民が安心して地域生活を送ることができる環境を整えることを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は八王子市保健所（以下「保健所」という。）とする。

(対象者)

第3条 本事業の対象者は、市内に住所を有す者のうち、早期対応が必要であると認められる次の者とする。

- (1) 精神疾患が疑われる者で、その治療について医療機関を受診していない者（「引きこもり」の状態にある者を含む。）
- (2) 精神疾患の治療を中断している者
- (3) 精神疾患の治療を行っているが、その病状が安定していない者
- (4) その他、八王子市保健所長（以下、「保健所長」という。）が必要と認める者

(事業担当)

第4条 次の者で構成されるチームで訪問支援を行うものとする。

- (1) 市内精神科医療機関に所属する精神科医師又は精神保健福祉士等
- (2) 保健所保健師等
- (3) その他、保健所長が必要と認める者

(事業内容)

第5条 支援の内容は次のとおりとする。

- (1) 訪問等による病状の診たて、生活状況の確認を行い、支援方針を検討
- (2) 支援方針に基づく受診勧奨、サービス利用の促進、本人・家族への心理的・社会的サポート及び相談者への説明等
- (3) 医療、保健及び福祉サービス等との調整

(事業検証)

第6条 事業の進行状況及び実績評価のため、従事者、関係機関及び専門機関等による運営評価会議を開催し、事業の効果的な運用に努める。会議の開催は年1～4回程度とし、招集は保健所長が行うものとする。

(連携)

第7条 事業の実施に当たっては、地域の関係機関と密接な連携を保ち、効果的な運用を図るものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、保健所長が別に定める。

附則

この要綱は、平成28年 5月 1日から施行する。